○警察署協議会条例

平成１３年３月２３日
条　例　第　２　号

警察署協議会条例をここに公布する。

警察署協議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第５３条の２第４項の規定に基づき、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　警察署に、警察署協議会を置く。

（名称）

第３条　警察署協議会の名称は、協議会にその置かれた警察署の名称を冠するものとする。

（定数）

第４条　警察署協議会は、１５人以内において山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の定める員数の委員で組織する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、２回に限り再任されることができる。

（解嘱）

第６条　公安委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。

（会長）

第７条　警察署協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第８条　警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

（その他）

第９条　この条例に定めるもののほか、警察署協議会の運営について必要な事項は、公安委員会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成１３年規則第９０号により、平成１３年６月１日から施行〕